

「平成22年度コンプライアンス推進計画」の取組状況について

平成22年12月17日現在

* [] 内は「平成22年度独立行政法人農業者年金基金コンプライアンス推進計画」

独立行政法人農業者年金基金（以下、「基金」という。）におけるコンプライアンスのより一層の推進を図るため、平成22年度については、以下の取組を行うものとする。

○ 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

1 各室部におけるコンプライアンス推進の取組

各室部業務におけるコンプライアンスに対する職員の意識向上を図るために、管理職は、職員との業務打ち合わせ等の際に、コンプライアンスの重要性についての啓発を図ることとする。

管理職は、業務打ち合わせ等様々な場面において職員に対するコンプライアンスの啓発を図るための取組みを行うとともに、更なる適正な業務執行の確保観点から、マニュアルの整備を進めている。

○ コンプライアンス推進計画の項目に基づく研修の実施

2 コンプライアンス推進に関する全体研修会の実施

コンプライアンスや個人情報保護に関する理解と認識を深めるため、外部講師等による研修会を開催する。

外部講師等による役職員研修については、11月12日（金）に実施

テーマ：「独法が保有する個人情報の保護」について

講 師：総務省個人情報保護担当係長

今後、「内部統制について（リスク管理等）」をテーマとして研修を実施する予定である。

3 新任者コンプライアンス研修の実施

基金におけるコンプライアンス遵守事項等を集約したコンプライアンスハンドブックに基づく研修を、基金採用者に対して速やかに実施する。

4月1日採用までの職員を対象とした研修を4月8日（木）及び9日（金）に、また10月1日採用までの職員を対象とした研修を10月7日（木）及び8日（金）にそれぞれ実施した。

4 情報セキュリティ対策の充実

基金におけるコンプライアンス確保において重要性が高い情報セキュリティ水準の向上を図る観点から、関係規定の見直し、研修を実施する。

従来から外部講師（CIO補佐官）による役職員全員を対象とした情報セキュリティ研修については、平成23年2月を目途に実施する予定である。

また、情報セキュリティ関係規程の見直しに係る情報セキュリティ委員会を平成23年2月末を目途に開催する予定である。

○ 内部監査を通じたコンプライアンス推進

5 内部監査の実施

内部監査の実施に当たっては、業務運営におけるコンプライアンスの推進の視点を加え監査を実施する。

平成22年度における内部監査については、平成23年2月を目途に実施する予定である。

○ 適切な情報提供等

6 コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例、倫理規程等を役職員が閲覧可能なフォーラムに掲載するなど関連情報の提供を積極的に行う。

役職員に対して「各種研修資料」、「コンプライアンスハンドブック」、「出張時における役職員の倫理に係る留意事項について」などについて、フォーラムに掲載して関連情報の提供を行っている。

7 コンプライアンスに関する情報の公開

基金のコンプライアンスに関する情報公開を進めるため、コンプライアンスに係る推進計画、コンプライアンスの推進のために講じた措置についてホームページで公表する。

平成22年度の推進計画については、平成22年3月19日（金）の第9回コンプライアンス委員会を経てホームページに掲載済みである。

また、コンプライアンスの推進計画の取組状況については、委員会開催の都度速やかにホームページに掲載している。

コンプライアンス研修アンケート（全体集計）

平成22年11月12日 「独立行政法人等個人情報保護法」

（出席者63名、アンケート回答者58名、回収率92.1%）

1. 研修内容は理解できましたか。

- ・理解できた (22名)
- ・概ね理解できた (34名)
- ・あまり理解できなかった (2名)
- ・理解できなかった (0名)

2. 研修に対する感想をご記入ください。

（主な意見）

- ・時間が短かった。もう少し時間を持つたらよいのではないか。
- ・具体例や当基金の事例も交え、資料も分かり易く有意義な研修だった。
- ・難しい内容だったが、具体的な事例を示しながら分かり易く説明していただいた。
- ・個人情報の取扱について、今後も気をつけていかなければならないと強く感じた。
- ・当基金の情報も調べており、たいへん良かった。
- ・とても分かりやすい説明・資料で、今後の執務の参考にしたい。
- ・時間に限りがあるせいか、早口ではないか。
- ・電話のメモなども個人情報になるということを知り、今一度気を引き締めて漏洩に注意しようと思う。
- ・メールアドレスはすべて個人情報に当たるものと思っていたので勉強になった。
- ・開示について、すべて開示できないわけではなく、きちんとした方法によっては開示できるということが分かったので、今後の相談業務に生かしたい。
- ・個人の年金に関わっているため、もう少し詳しく、時間を取って、多種多様の事例を勉強させていただきたかった。
- ・この法律に対する自分の理解が完全に間違っていたので、大変勉強になりました。
- ・具体的なケースについての質問・回答の時間ががあればよかったです。

3. 今後、研修を受けたいテーマは何ですか。

（主なもの）

- ・今回と同じようなもっと詳しいもの
- ・年金の一元化
- ・年金数理
- ・倫理研修

「平成22年度第1回催告（平成22年12月）」における 誤催告への対応状況について

平成22年12月17日
総務部

1. 誤催告の発生について

「平成22年度第1回催告（平成22年12月）」について、個人宛催告書の発送を12月3日（金）付けで行った。12月6日（月）になり、既に納付済みである方からの問い合わせで、事務手続きの誤りにより、催告を必要としない方に対する催告書の発送の事実が判明した。

2. 原因について

原因を確認したところ、催告データについては、催告対象者リストに基づき催告書が作成されるが、催告前に既に返納のあった方については、手作業で催告書の引き抜き作業などを行うべきところ漏れがあった。原因については、引き続き究明中。

3. 誤催告の件数について

対象件数を確認したところ、214名となっている。

4. これまでの対応について

- ① 誤催告を行ってしまった方全員に対し、12月8日（水）以降早急にお詫び状を発送。
- ② 該当する業務受託機関（345機関）に対し、12月15日（水）お詫び状を発送。（JA中央会・県会議：各34機関、JA：125機関、農委：152機関）
- ③ 本催告をもって振込のあった方（現時点で34名）への返金手続の作業中。（振込手数料を併せて返金）

5. 再発防止策について

原因の究明により、今後の対応を検討。

平成22年11月22日

独立行政法人 農業者年金基金 御中

住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

データ保存用磁気テープの紛失について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、弊社の再信託委託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（以下、「J T S B」といいます。）本店におきまして、弊社の法人のお客さま情報を含む可能性のあるデータ保存用磁気テープ1本を紛失していることが判明いたしました。

今回の事態が発生した経緯等につきまして下記のとおりご報告申し上げますとともに、このような事態を招きましたことは、お客さまに対しまして、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 事態の概要

(1) 平成22年10月4日、J T S B 晴海本店※において、弊社の法人のお客さま情報を含む可能性のあるデータ保存用磁気テープ（以下、「当該テープ」といいます。）が1本所在不明となっていることが判明しました。

※ システムセンターは府中にあり、晴海本店では小規模なシステム開発を行っております。

(2) 当該テープの所在につきましては、事態発覚後のJ T S Bの社内調査にもかかわらず、現在まで発見されておりません。これまでの調査結果では、当該テープはJ T S B社内で誤って廃棄された可能性が高く、外部への情報漏洩の懸念は極めて低いものと考えております。

(3) 本件に関し、これまでに、弊社およびJ T S Bへの外部からのお問い合わせや不正要求等の外部流出が推定されるような事象は確認されておらず、二次被害の可能性は極めて低いものと考えております。

なお、J T S Bでは、今回の事態を踏まえ、定例的な点検に加え、全社で保有している可搬記憶媒体の現物と管理簿の全件突合作業を実施し、残高が一致していることを確認しております。

2. 当該テープ概要

(1) 当該テープに含まれる可能性のある情報

- ① 法人のお客さまの情報（名称、所在地、保有資産残高、約定期報等） : 6,468件
- ② 法人のお客さまのご担当者に関する氏名・所属部署・会社連絡先

(電話番号・メールアドレス) : 36件

(2) 当該テープに関しましては、平成20年7月3日からテープの破損が原因とみられるデータ保存・読み取りエラーが発生し、同年7月15日に使用を取り止めておりますので、テープに含まれている可能性のある情報は、上記エラー発生時点以前のものが該当します。

(3) 当該テープについては上記のとおり破損している可能性が高いため、テープの修復に加え、紛失したテープと同じ規格のものを読み取るための専用のハード・ソフト等の装備を整えなければ読み取ることはできません。また、収録されているデータは、内容が判るように加工されたものではなく、ほぼ数字や文字の羅列情報であり、見た目での理解は困難なため、資産管理業務やシステムに精通したレベルの高い専門家が取り組まないとその内容を解析することは不可能です。

3. 原因

本件の原因は、JTSB晴海本店のシステム部門において、可搬記憶媒体（磁気テープ、CD-R、FD等）の具体的な取扱手続きに不明確な部分があったほか、可搬記憶媒体の取扱いに関する職員等への周知や徹底に不十分な部分があったものです。具体的には、以下のとおりとなります。

(1) 可搬記憶媒体の廃棄手続が不明確であったこと

利用部署では、当該テープは平成20年7月の時点で利用できなくなっていました。当時は、利用不能となった可搬記憶媒体の廃棄に関する具体的な取扱手続きに不明確な部分があったことから、利用部署が適切な手続きを経ずに廃棄した可能性が高いと考えております。

(2) 可搬記憶媒体の残高管理態勢が不十分であったこと

JTSBにおいては、可搬記憶媒体の定期的な点検を実施していましたが、今回のように大量の可搬記憶媒体を管理する部署では、例外的に現物検査の範囲を限定することが認められる一方、計画的に全件を検査する態勢が不十分であったことから、長期間にわたって当該テープの紛失を検知することができませんでした。

(3) 職員等の可搬記憶媒体の管理に関する認識不足があったこと

4. JTSBの再発防止策

JTSBにおいては、再発防止策として、可搬記憶媒体の管理ルールの更なる厳格化など、情報セキュリティ管理態勢を以下のとおり強化してまいります。

(1) これまで、利用部署毎に行ってきました管理を、一元管理部署が、購入、利用から廃棄までを集中管理する態勢といたします。併せて、保有する可搬記憶媒体を可能な限り整理削減し、強固な管理態勢に向けた環境整備を行います。

(2) 厳格な管理を必要とする可搬記憶媒体の点検は月1回実施してきましたが、その点検に対して、牽制が働く仕組みを構築いたします。

(3) 職員等に対し、可搬記憶媒体の取扱いについて、ルールの周知徹底を図るとともに、情報セキュリティ規程遵守の教育を改めて再徹底いたします。

弊社といたしましては、かかる事態を二度と繰り返すことのないように、JTSBが策定した情報セキュリティ管理態勢の強化を目的とした上記の再発防止策の実施状況を確實にモニタリングし、定着状況を確認するなど、監督・指導を一層強化して参る所存でございますので、今後とも変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上